

第35期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第2号議案 当社と株式会社サークルKサンクスとの吸収分割契約承認の件

(株主総会参考書類別冊)

株式会社サークルKサンクスの最終事業年度に係る計算書類等の内容のうち次の事項

株式会社サークルKサンクス 個別注記表

(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

株式会社ファミリーマート

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社のウェブサイト (<http://www.family.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商 品

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

なお、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号) および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号) 適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

長期前払費用
3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

均等償却

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度期間対応額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度期間対応額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとし、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により、それぞれ発生翌事業年度から定額法により費用処理しております。

ただし、当事業年度末においては、前払年金費用が発生しているため、退職給付引当金は計上しておりません。

店舗システム
更新損引当金

新店舗システム導入の意思決定に従い、翌事業年度以降に設置する旧店舗システムの処分に備え、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度において期首の前払年金費用が1,171百万円減少し、繰越利益剰余金が753百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益がそれぞれ4百万円増加し、税引前当期純損失は4百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失金額はそれぞれ30,037,164円32銭および110,724円76銭減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権および債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	1,571百万円
短期金銭債務	473百万円
長期金銭債務	51百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 93,082百万円

3. 保証債務

金融機関からの借入金等に対し、以下のとおり債務保証を行っております。

加盟契約者	3,665百万円
サークルケイ四国(株)	78百万円
計	3,743百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,370百万円

営業費用 2,252百万円

営業取引以外の取引による取引高 176百万円

2. 減損損失

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。又、処分予定資産については、物件毎に個別のグルーピングを行っております。

それらのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、土地の時価の下落が著しい店舗、閉店が予定されている店舗、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗および店舗システムの入替に伴い処分が予定されている情報機器等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物3,182百万円、構築物434百万円、工具、器具及び備品244百万円、土地194百万円、リース資産2,834百万円、その他325百万円）として特別損失に計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
店舗	長野県長野市 他	土地、建物、構築物、リース資産 他	7,214百万円
合計			7,214百万円

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しており、正味売却価額については、固定資産税評価額に基づき評価し、使用価値については、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類および総数

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
A種種類株式	25	—	—	25
合計	25	—	—	25

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

① 金銭による配当

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年5月19日 定時株主総会	A種種類株式	823	32,920,000.00	平成27年2月28日	平成27年5月20日
平成27年10月2日 取締役会	A種種類株式	18	720,000.00	平成27年8月31日	平成27年11月2日
計		841			

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち基準日が当事業年度中のもの
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税等	78百万円
貸倒引当金	829百万円
賞与引当金	149百万円
減価償却費	26百万円
減損損失累計額	4,784百万円
資産除去債務	2,882百万円
長期前受収益	141百万円
投資有価証券	789百万円
差入保証金	347百万円
店舗システム更新損引当金	26百万円
その他の他	255百万円
繰延税金資産小計	10,311百万円
評価性引当額	△ 2,269百万円
繰延税金資産合計	8,041百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 39百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 1,115百万円
前払年金費用	△ 491百万円
その他の他	△ 288百万円
繰延税金負債合計	△ 1,935百万円
繰延税金資産の純額	6,106百万円

(注) 法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の35.64%から、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年3月1日から平成29年2月28日 33.06%

平成29年3月1日以降 32.26%

その結果、繰延税金資産の総額が591百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が595百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金調達を行っておらず、余剰資金は安全性の高い金融資産にて運用しております。

デリバティブ取引は行わない方針であります。

短期貸付金は、主にCMS（キャッシュマネジメントシステム）による親会社や子会社への貸付であります。

有価証券は一時的な余剰資金を運用する安全性の高い金融資産であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や財務状況等の把握を行うことにより、リスク低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの回収期日管理、残高管理等を行うことにより、リスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、短期間で決済されるものであります。

営業債務である預り金は、主に店舗での公共料金などの収納代行によるものであり、短期間で決済されるものであります。

長期預り保証金は、主に店舗の賃貸契約に伴うものであり、賃貸契約中、分割もしくは一括にて返済、決済されるものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に店舗の設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後12年で、すべて固定金利であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	19,715	19,715	—
(2) 短期貸付金	59,664	59,664	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	215	215	—
(4) 差入保証金	37,201	37,527	326
(5) 買掛金	(36,003)	(36,003)	—
(6) 預り金	(30,206)	(30,206)	—
(7) 預り保証金	(3,130)	(3,193)	62
(8) リース債務	(24,290)	(24,657)	367

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)短期貸付金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、短期貸付金に個別に計上しております貸倒引当金を控除しております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内回収予定の差入保証金を含めております。

また、差入保証金に個別に計上しております貸倒引当金を控除しております。

(5) 買掛金、(6) 預り金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 預り保証金

時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返還予定の預り保証金を含めております。

(8) リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返還予定のリース債務を含めております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額165百万円）および関係会社株式（貸借対照表計上額1,208百万円）

は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金(収納代行契約ほか) (貸借対照表計上額97百万円) については、回収時期の見積りが困難であり、時価を把握できないため、「(4)差入保証金」には含めておりません。
 預り保証金(加盟契約ほか) (貸借対照表計上額6,619百万円) については、返還時期の見積りが困難であり、時価を把握できないため、「(7)預り保証金」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科 目	期末 残高
親会社	ユニークグループ・ホールディングス(株)	愛知県稲沢市	22,187	関係会社管理	(被所有)直接100.0%	役員の兼任 資金の貸借	資金の貸付 (注) 2	800,462	関係会社短期貸付金	59,022

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 資金管理の効率化を推進する目的でキャッシュマネジメントシステム (CMS) を導入し、当社との間で資金の貸付および借入を行っております。

2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	サンクス 西四国(株)	愛媛県 松山市	140	コンビニ エンスト ア事業	所有 直接 100.0%	コンビニ エンスストア 「サークル K」店舗の エリアフラ ンチャイザ ー 役員の兼任	資金の 貸付 (注)2	5,901	関係会 社短期 貸付金	390
子会社	サークル ケイ四国 (株)	愛媛県 松山市	60	コンビニ エンスト ア事業	所有 直接 100.0%	コンビニ エンスストア 「サークル K」店舗の エリアフラ ンチャイザ ー 役員の兼任	資金の 貸付 (注)2	26,016	関係会 社短期 貸付金	1,276

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金管理の効率化を推進する目的でキャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入し、当社との間で資金の貸付および借入を行っております。
3. 取引条件および取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
また、価格その他の取引条件は、交渉の上で決定しております。
4. 子会社の貸付金に対し合計2,236百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計1,227百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

5,680,580,994円52銭

1株当たり当期純損失

87,121,685円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 企業結合・事業分離に関する注記

(追加情報)

株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）とユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニーグループHD」といい、ファミリーマートと併せて「両社」といいます。）は、平成27年10月15日付で、ファミリーマートを吸収合併存続会社、ユニーグループHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といい、本吸収合併後のファミリーマートを「統合会社」といいます。）を行い、その後、本吸収合併の効力発生を条件として、統合会社を吸収分割会社、ユニーグループHDの完全子会社である当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、統合会社のコンビニエンスストア（以下「CVS」といいます。）事業を当社に承継（以下「本吸収分割」といいます。）することにより、対等の精神に則り、経営統合すること（以下「本経営統合」といいます。）に関して、基本合意書を締結し、その後協議を行ってまいりました。平成28年2月3日開催の両社取締役会において、両社の間で吸収合併契約を、また、当社とファミリーマートの間で吸収分割契約をそれぞれ締結することを決議し、かつ同日付で締結いたしました。

なお、本経営統合は、両社の株主総会による承認を前提にしております。

1. 企業結合等の概要

(1)分割会社の名称及び事業の内容

ファミリーマート

CVS「ファミリーマート」のフランチャイズ事業及び店舗経営等

(2)企業結合等を行う理由

本経営統合により、両社の経営資源を結集し、新たな小売グループを形成することで、近年大きく変化する国内外の小売事業環境下の競争を勝ち抜くとともに、お客様、フランチャイズ・オーナー、お取引先、株主、従業員に貢献できる企業となることを目的としております。

(3)企業結合日

平成28年9月1日（予定）

(4)企業結合等の法的形式

本吸収分割は、当社を承継会社とする吸収分割。

ただし、本吸収分割の手續上必要が生じた場合その他の事由により、両社で協議・合意の上、今後変更される可能性があります。

(5)結合後企業の名称

本吸収分割承継会社である当社は、本吸収分割の効力発生日（平成28年9月1日予定）に、その商号を「株式会社ファミリーマート」に変更する予定です。

2. 本吸収分割の内容

本吸収分割の対価

当社は、普通株式100株を発行し、その全てを統合会社に対して交付いたします。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。